

コープさっぽろ組合員向け

更新型

主婦(夫)
パートさん向け

所得補償保険

家事従事者向け所得補償保険

もし突然、

家事ができなくなったら…

\らくらく/
電話で加入!!団体契約で
30%
割引!!組合員の声を受けて
開発したプランです。ご加入に際しては、
めんどろな書類も、
医師の診査も一切不要ですくらしの面まで
くまなく補償!!主婦・主夫の皆さまの
くらしやお金の不安におこたえする商品です。

コープの団体がん保険案内デスク

お電話一本で
お申込みいただけます。

通話料無料

0120-995-270

後日お電話にてご案内
させていただきます場合が
ございます。

電話受付 11:00~20:00 (金曜日定休、土・日営業。12/28 ~ 1/3 年末年始休業)

お電話によるお申込み、およびこのパンフレットによるお申込みは2026年9月末までとなります。

こちらまで

もし突然、家事ができなくなったら…

どんな不安がありますか…？

パートしてます。

働けない期間は夫の収入だけで生活しないと。入院になったら、収入が減って支出が増えるなあ。



専業主婦です。

いつも通り家事ができないから家事代行をお願いしなくちゃいけないかも。



夫と子どもの3人暮らしです。

ローン、家賃、食費や光熱費の他に、子どもの教育費もかかってくる時なのに…



1

あなたの家事を労働に換算すると…

専業主婦の方の家事（炊事、掃除、洗濯、縫物・編物、家庭雑事）や、介護・看護、育児、買物等の無償労働を貨幣評価すると年間約**299万円**、1か月あたり約**25万円**ともいわれます。

参考：令和4年「無償労働の貨幣評価」内閣府経済社会総合研究所



万が一主婦・主夫の方が家事ができなくなると、家計にとって大きな損失となるよ。

例えばこんな損失が…

- 子供のお迎えや買い物などを祖父母にタクシーで代行してもらった。
- 親の介護をヘルパーさんに委託することとなった。

など

2

パートやアルバイトができないと…

あなたがケガや病気で入院した場合、会社員のような傷病手当金などの補償がないので、収入が途絶えてしまいます。



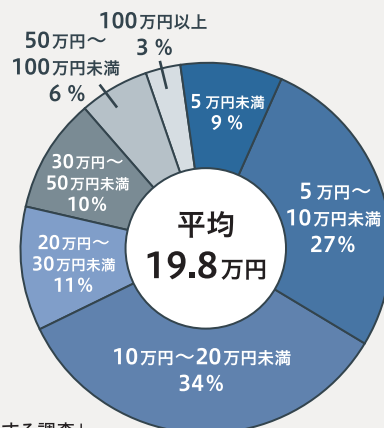
3

入院してしまうとこんなに支出が…

入院時の自己負担費用

※右記金額は、過去5年間に入院し、自己負担費用を払った人の自己負担費用の平均値。高額療養費制度を利用した人、利用しなかった人、高額療養費制度の適用外なども含みます。

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含みます。）や、衣類・日用品などを含みます。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。



出典：生命保険文化センター
「2022年 生活保障に関する調査」

家計を助ける 主婦(夫)パートさん向け 所得補償保険 が サポートします!!

家事従事者向け所得補償保険

主婦(夫)パートさん向け 所得補償保険 なんてどんな保険なの？

家事従事者向け所得補償保険

1 入院で家事ができない場合に 保険金をお支払いします。

日頃家事にお忙しい、あなたの家計を支えます。

- 24時間365日いつでも補償の対象となります。
- パートやアルバイトの方もご加入できます。※1
- 骨髄提供のための入院も対象です。※2
- 「家事従事者特約」がセットされています。※3



2 補償の開始が早い！入院初日から支払い対象です。

最長で12か月間補償します。(日割でお支払いします)

3 加入手続きは簡単。お電話で。

お電話で健康状態告知事項(P.5)にお答えいただくだけ。

- ※1 一般事務や販売員等、職種級別1級に該当するときに引き受けすることができます。
- ※2 詳しくは重要事項のご説明をご確認ください。
- ※3 「家事従事者特約」
家事従事者(家事に従事する方)を被保険者(保険の補償を受けられる方)とする特約です。被保険者がケガや病気を被り、その治療のために入院していることにより、家事に従事できないときに、保険金をお支払いします。

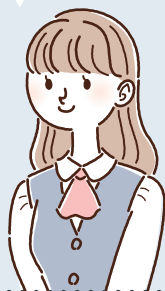
どのくらい保険金がもらえるの？

28歳 / パート・アルバイト / 月収7万円

乳がんと診断されたA子さん。
投薬治療やリハビリにより1か月14日間入院しました。

ご契約内容

保険金額：18万円
保険料：1,040円/月
補償期間：12か月



保険金支払対象期間

1 か月 14 日

お支払いする保険金

$18\text{万円} \times 1\text{か月} + 18\text{万円} \times \frac{14\text{日}}{30\text{日}} = 26.4\text{万円}$

42歳 / 専業主婦 / 月収0円

複雑骨折してしまったB子さん。
手術やリハビリのために2か月7日間入院しました。

ご契約内容

保険金額：18万円
保険料：1,780円/月
補償期間：12か月



保険金支払対象期間

2 か月 7 日

お支払いする保険金

$18\text{万円} \times 2\text{か月} + 18\text{万円} \times \frac{7\text{日}}{30\text{日}} = 40.2\text{万円}$

補 償 内 容

保険金額	1 か月につき 18万円 ※1
補償期間	最長 12 か月
免責期間	0 日
付帯特約	家事従事者特約
保険金のお支払い条件	入院されたとき※2

<ご注意ください>

- ☐ 保険期間は1年ごとの自動更新で、特段のお申し出をされない限り満64歳まで自動継続されます。
- ☐ この保険は更新型で、5歳刻みで保険料が変更となります。更新日は毎年11月1日となります。
- ☐ 新規加入は満64歳までとなります。
- ☐ 保険料は組合員（ご加入者）の指定口座から毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引き落とされます。

※1 1か月に満たない場合でも日割計算でお支払いします。（例）7日入院した場合 ⇒ 18万円 × $\frac{7}{30}$ = 4.2万円

※2 骨髄採取手術を直接の目的として入院した結果、就業不能となられた場合にも、実際に就業不能である期間に4日を加えた期間を就業不能期間として保険金をお支払いします。

月額保険料表

この保険は更新型で、5歳刻みで保険料が変更になりますのでご了承ください（満64歳まで自動継続）。

保険金額	月額 18万円
補償期間	最長 12 か月
「家事従事者特約」付帯	
20～24歳	990 円
25～29歳	1,040 円
30～34歳	1,220 円
35～39歳	1,460 円
40～44歳	1,780 円
45～49歳	2,090 円
50～54歳	2,380 円
55～59歳	2,500 円
60～64歳	2,610 円

健康状態告知確認書 ～正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項～

1.告知の重要性について

- ☐ 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。

2.健康状態告知はありのままを告知ください

- ☐ ご加入にあたっては、「健康状態告知書」の質問事項（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。
- ☐ ご加入時にお電話でご回答いただいた内容が告知となります。契約者、代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。

3.正しく告知いただかなかった場合の取扱い

- ☐ 「健康状態告知書」の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただきますことがあります。
- ☐ 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

4.傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

- ☐ 共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、「健康状態

告知書」の質問事項のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

5.告知いただいた内容の保険会社による確認について

- ☐ 共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

6.保険責任の開始期前の発病等の取扱い

- ☐ ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を保険責任の開始期といいます。正しく告知をいただいた場合でも、保険責任の開始期前に就業不能の原因が生じていた病気やケガについては、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、就業不能となった日が最初の保険契約の保険責任の開始期からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。
- (※) 「健康状態告知書」の質問事項にご不明な点がありましたら、どのようなことでも代理店または共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただけた時点でご加入いただけますようお願い申し上げます。
- (※) ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。
- (※) この健康状態告知確認書は、お電話によるお申込み後にお送りします「ご加入内容確認書」、「告知内容確認書」およびお申込み内容ご確認期日を経過した後に送付されます「加入者証」と一緒に大切に保管してください。

質問事項 次の質問 1～3 とともに「いいえ」の方に限り、ご加入いただけます。

なお、以下の【加入できる疾病・条件】については、**質問 1** **質問 2** にあてはまる場合でも、該当しないものとみなします。

質問 1	現在病気やケガで仕事を休んでいる（専業主婦の場合は病気やケガで家事ができない状態にある）。	はい	申し訳ありませんが、 お引受けできません。
	いいえ		
質問 2	告知日から過去 3 か月以内に、医師の治療、投薬(注)のいずれかを受けたこと、または医師の診察、検査、治療、投薬(注)を受けるよう指導されたことがある。	はい	
	いいえ		
質問 3	告知日から過去 2 年以内に【別表】に記載されている病気にかかったことがある。	はい	お引受けできます。
	いいえ		

【別 表】

循環器の病気	脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく（脳血栓、脳塞栓）、脳軟化を含む）、心臓弁膜症、心筋こうそく
呼吸器の病気	肺のがん
胃腸管関係の病気	胃・腸のがん
肝臓、胆のう、すい臓の病気	肝臓・胆のう・すい臓のがん、肝硬変
腎臓、泌尿器の病気	腎臓・泌尿器のがん、腎不全、尿毒症、慢性腎炎、ネフローゼ
その他の病気	糖尿病、悪性しゅよう（各種のがん、肉腫）、悪性リンパ腫、白血病、リウマチ、膠原病、カリエス、血友病

【加入できる疾病・条件】（質問 1** **質問 2** のみ）**

疾 病	条 件
かぜ、インフルエンザ、急性胃炎、急性腸炎、急性胃腸炎	完治している場合
高血圧、脂質異常症（高脂血症）、高尿酸血症、痛風	医師から投薬(注)が必要ないと診断されている場合
花粉症、虫歯、歯科矯正、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性皮膚炎、水虫、鉄欠乏性貧血	条件なし（治療中でも加入可能）

(注)投薬には、病院や診療所で薬の処方のみを受けた場合も含まれます。

健康状態告知書の補足事項**＜全般的な事項＞**

- ☐「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
- ☐「治療」とは、医師による治療をいい、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などをいいます。
- ☐「投薬」には以下のケースは含みません。
 - ・医師に処方されていない市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
 - ・医師に処方されていない市販の薬（かぜ薬、胃腸薬等）の服用

- ☐「指導」とは、医師による指導をいいます。健康診断等の検査結果で要再検査などと記載されただけの場合は、医師により指導されていないため、「指導」には含みません。
- ☐「完治」とは、医師から病気が完全に治っていると診断されている状態をいいます。病気が完全に治っていると診断されているかについては、医師にご確認ください。
- ☐似たような病名でも、【加入できる疾病・条件】に記載された病気であるとの医師の診断がなければ、【加入できる疾病・条件】の病気には該当しません。
- ☐過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いいたします。

「家事従事者向け 所得補償保険」の重要事項のご説明（電話による申し込み用）

- この書面では、家事従事者向け 所得補償保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方にご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご加入のしおり」をご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

ご加入前におけるご確認事項

1. 契約形態について

この保険は、「家事従事者向け 所得補償保険パンフレット」（以下「パンフレット」といいます。）に記載された生活協同組合を保険契約者とし、生活協同組合員やそのご家族を被保険者とする団体契約です。

2. 商品の仕組み 契約概要

この保険は、保険期間中に被保険者が病気やケガで身体障害を被り、入院したことで働けない期間に応じて保険金を受け取ることができる保険です。

また、骨髄採取手術を直接の目的として入院した結果、就業不能となられた場合にも保険金を受け取ることができます。

3. ご加入者の範囲

この保険にお申込みいただけるのは、生活協同組合の組合員または組合員と同一の世帯に属する方となります。

（注）「ご加入者」とはこの保険にお申込みいただく方をいいます。

4. 被保険者の範囲 契約概要

被保険者は、次の①～③のいずれかおひとりをご指定ください。

①組合員または組合員と同一の世帯に属する方

②上記①の配偶者、ご両親、お子さま ③上記①の同居の親族

（注1）「被保険者」とは、お電話で告知事項にお答えいただいた方でこの保険の補償を受けられる方をいいます。

（注2）「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

5. 補償の内容 契約概要 注意喚起情報

(1) 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳しくは「ご加入のしおり」でご確認ください。

- 被保険者が保険期間中に身体障害を被り、入院したことにより就業不能となった場合に、入院期間1か月について保険金額をお支払いします。

- また、骨髄採取手術を直接の目的として入院した結果、就業不能となられた場合にも、実際に就業不能である期間に4日を加えた期間を就業不能期間として保険金をお支払いします。

（注）就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

(2) 保険金をお支払いできない場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご加入のしおり」でご確認ください。

①ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による身体障害

②けんかや自殺行為・犯罪行為による身体障害

③知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害

※精神障害にはうつ病、統合失調症、自閉症、認知症などを含みます。

④保険責任の開始日（継続契約の場合には最初の保険契約の保険責任の開始日）より前に被った身体障害による就業不能

（注）ただし、保険責任の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に就業不能となった場合は、保険金をお支払いします。

など

6. 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（この保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注1）

（注1）1保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約（補償）〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
所得補償保険金	傷害保険の所得補償特約

（注2）所得を補償する保険契約が他にある場合、「家事従事者向けプラン」（家事従事者特約を付帯しているプラン）に加入することはできません。

7. 保険金額の設定および引受条件等 契約概要

- お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレット等でご確認ください。

引受条件は次のとおりです。

新規加入：保険開始日時点で被保険者の年齢が満20歳以上64歳以下

の場合にご加入いただけます。

継続加入：保険開始日時点で被保険者の年齢が満64歳まで自動的に継続されます。（保険開始日時点で満65歳を迎えた場合は継続加入できません。）

8. 保険の開始・終了時期および保険期間 契約概要 注意喚起情報

- 申込日の属する月の4か月後の1日が保険開始日となり、保険開始日の午前0時より保険責任が開始します。

- 保険の終了は、各生協所定の保険終了日（※）の午後4時までとなります。また、特段のお申し出をされない限り、毎年1年間自動的に継続されます。（継続後の保険期間は、継続後の保険開始日（※）の午後4時から翌年の同月1日の午後4時までとなります。）

（※）「パンフレット」に記載の日付を参照してください。

9. 保険料決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入される保険金額、満年齢等により決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料は「パンフレット」でご確認ください。また、継続後の保険料は、被保険者の保険開始日年齢により5歳刻みで変わります。

10. 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

- 保険料の払込方法は「月払い」となります。

- 保険料は保険開始した月より、組合員（ご加入者）の指定口座から毎月所定の口座引落日（※）に引き落とされます。

（※）「パンフレット」に記載の口座引落日を参照してください。

11. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- 新規加入時の第1回目の保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月に第1回目と第2回目の2か月分の保険料を引き落としします。このとき2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、加入のお申込みが不成立となり保険責任は開始しません。

- 継続加入後の第1回目の保険料の引き落としができなかった場合で、その翌月に2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、継続日（この保険制度の統一満期日）の午後4時にさかのぼって保険責任を終了し、その時以降に発生した保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。

- 第2回目以降の保険料の引き落としができなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料を引き落としします。このとき2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、最初の引落不能月の1日午後4時にさかのぼって保険責任を終了し、そのとき以降に発生した保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。

12. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご確認事項

1. 告知義務（回答の注意事項） 注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるものです。回答内容が事実と違っている場合、または事実を回答しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の回答内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

○被保険者の職業・職種

○被保険者の生年月日・満年齢

○「健康状態告知書」の質問事項

○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

■健康状態告知について

- 新規でご加入いただく方、または加入後に補償内容を拡大される方は「健康状態告知書」の質問事項についてご回答いただきます。こちらからお電話で「健康状態告知書」の質問事項について確認する際、現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくお答えください。

- 「健康状態告知書」の質問事項の回答としてお答えいただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

- ご回答が「はい」となる場合には、ご加入をお断りさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

■お申し込みの撤回

本保険につきましては、申込日の属する月の翌月15日まで加入のお申し込みの撤回が可能です。

■保険金受取人

保険金受取人は、原則として被保険者本人となります。

2. 「現在ご加入の契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の場合のご注意 注意喚起情報

現在ご加入の契約を解約し、新たな契約にご加入する場合につきましても、通常の新規加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために解除となることがあります。

※組合員番号の変更のため、やむを得ず保険を解約し、新たにご加入される場合は、解約日（保険終了日）と新たな契約の保険開始日が同日であり、かつ補償内容に変更がない場合（補償内容を縮小される場合を含みます）、告知は不要となります。

新たにご加入いただく契約の保険責任の開始より前に原因が生じていた身体障害については、新たなご契約では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の契約の解約日以降は、解約日より前に原因が生じていた身体障害であっても、現在ご加入の契約では保険金をお支払いできません。

ご加入後におけるご確認事項

1. 通知義務等 注意喚起情報

ご加入後に通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■通知事項

- 被保険者が職業・職種を変更した場合
- 被保険者が新たに職業に就いた場合
- 被保険者が職業をやめた場合

■職業の変更について

以下①、②に該当する職業の変更の場合には解約の手続きが必要になります。取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

- ①家事従事者向けプランに加入されている方が家事従事者でなくなった場合
- ②下表に記載のない職業に変更となった場合

引受可能な職業一覧

専業主婦、一般事務職（集金人を含みます）、小売、卸売、飲食店勤務（ガソリンスタンド従業員・商品訪問販売従事者・露店販売員、危険物・重量物を取扱う方を除きます。）、卸売市場関係者（家畜仲介業従事者を除きます。）、不動産業者、保険外交員、家事代行サービス（シッターを含みます。）、家事手伝い、ケースワーカー、カメラマン、ライター、編集者、記者、作業的事務員（コンピューターオペレーター、タイピスト、WEBデザイナーやパンチャーなど。）、不動産管理人（マンション・アパート・寮管理人、旅館主・支配人を含みます。）、不動産鑑定士、児童交通誘導員、内装工、測量員、建築家、設計技師、教員・教師、講師（幼稚園教諭、保育士を含み、自動車教習所教員、華道、茶道指導は除きます。）、医師・薬剤師（歯科医師を含み、看護師、技師などは除きます。）、公認会計士、税理士、社労士、会社役員

■ご注意ください事項

ご加入後、以下の変更が生じる場合は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

- 組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合

2. 解約の手続き 契約概要 注意喚起情報

ご加入の契約を解約される場合は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。解約される場合に必要書類、保険終了日、保険終了日に応じた書類提出締切日、また保険終了日に応じた最終保険料の口座振替日等をご案内いたします。

■ご注意ください事項

- 始期日から解約時までの期間に応じて払込いただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
- この保険は、生協の組合員とその家族のための保険です。組合員（ご加入者）が生協退会等により組合員資格を喪失したときは、ご契約の解約の手続きが必要となります。

3. 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者がご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができず、被保険者から解約の請求があった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

4. 補償内容や保険料の変更 注意喚起情報

補償内容や保険料につきましては、この保険制度の被保険者数、保険金のお支払い状況等によってはご契約継続時にこれらが変更となることがありますので、あらかじめご承知おください。なお、実際に補償内容や保険料が変更となるときは、事前にご案内します。

その他ご留意いただきたいこと

1. 生命保険料控除について

その年にお支払いいただいた保険料のうち所定の額が、生命保険料控除（介護医療保険料控除）としてその年の所得金額から控除されます（2025年9月現在）。

2. 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

3. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について
共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について
共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。
(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)

4. 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的として就業不能等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④上記のほか、①～③と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

5. ご加入の継続について

この保険制度の健全な運営のために、保険金請求状況や年齢などによっては、この制度への継続加入をお断りさせていただくことや補償内容を変更させていただくことがあります。その場合は事前にご連絡します。

6. 保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

7. 保険契約の無効・取消し

ご加入者が、保険金を不法に取得させる目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って保険に加入した場合は、保険は無効になります。この場合は保険料は返還しません。

ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合、保険料は返還しません。

8. 団体契約のご説明

この保険は、「パンフレット」に記載された生活協同組合が保険契約者となる団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は生活協同組合が有します。また、保険会社との間の契約条件を決定・変更する権利（例えば、補償金額や保険料の水準を決定・変更する権利など）も生活協同組合が有します。

ご案内しております生協組合員向け所得補償保険は、お電話によるご加入となりますので、保険のご案内からご加入のお手続きまでを録音させていただいております。そのため加入申込書のご提出の必要がありません。また、お電話での手続きに関しまして、再度、ご加入内容や告知内容のご確認のために「ご加入内容確認書」、「告知内容確認書」および「ご加入のしおり」をお送りいたしますので、必ず内容をご確認ください。万一、お申し込みを取り消しされる場合、お申込み内容ご確認期日までに「加入のお申し込みの撤回」を申し入れいただくことでご契約の取消しを行うことが可能です。確認期日につきましては、「ご加入内容確認書」でご確認ください。なお、ご契約の取消しをお申し出いただき、受付が完了した場合に「お申込み取消手続き完了報告書」をお送りいたします。

ご加入内容の確認事項

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、重要事項説明書や「パンフレット」を参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、「パンフレット」等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

<ご確認いただきたい事項>

1. この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - ☐ 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - ☐ 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
 - ☐ 保険金額（契約タイプ）
 - ☐ 保険期間
 - ☐ 保険料・払込方法
 - ☐ 被保険者の範囲
2. 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。
3. 被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。
4. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。
5. 最終的にご選択いただいたご加入内容がお客さまの当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

お申込みいただいた後は…

- ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください（代理請求制度について）

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいなかった場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合は

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077 (通話料無料)

<指定紛争解決機関> **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 (ナビダイヤル通話料有料)
受付時間：平日 午前9:15～午後5:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

あなたは**無職**
ではない!

専業主婦の年収はいくらになる？

1人あたりの年間無償労働評価額は**298.9万円**
月収に換算すると**24.9万円**に相当します。

炊事に洗濯、掃除に子育て…並べたら切りがない家庭労働。

※出典：令和4年「無償労働の貨幣評価」内閣府経済社会総合研究所

この保険は専業主婦・主夫の「家事ができない」リスクに対応した商品です。



「家事従事者向け 所得補償保険」は、暮らしに役立つサービスをご用意しています。

通話料無料で以下の相談が受けられます。

まごころ
健康ダイヤル
サービス

- 1 健康・介護相談……健康・介護に関する電話相談を24時間365日、専門スタッフがお受けいたします。
- 2 年金相談……公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。
- 3 税務相談……税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。
- 4 法律相談……法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。

コープの団体がん保険案内デスク

お電話一本で
お申込みいただけます。



通話料無料

0120-995-270

後日お電話にてご案内させていただきます場合がございます。

電話受付 11:00～20:00 (金曜日定休、土・日営業。12/28～1/3年末年始休業)

取扱代理店

コープさっぽろ保険事業部

〒063-8501 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号 TEL.011-671-5585

0120-37-2523

受付時間 月～金/10時～18時(土曜、日曜、年末年始休み)

コープ協同保険株式会社

〒063-8501 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号コープさっぽろ本店内

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

北海道支店 直轄営業課

〒060-0003 札幌市中央区北3条西2丁目1

TEL.011-221-9158 FAX.011-210-0667

月～金/9時～16時45分(土、日、祝日、年末年始休み)

承認番号 / 25-1274 (2025年11月作成)